

序章

- 序-1 はじめに
- 序-2 役割と位置づけ
- 序-3 目標年次と対象区域
- 序-4 構成
- 序-5 都市の将来像
- 序-6 持続可能な開発目標(SDGs)への貢献

序章

序-1 はじめに

本市は、2005（平成 17）年7月に 12 市町村が合併したことで、全国第 2 位の行政区域を有する都市へと生まれ変わり、2007（平成 19）年4月には7つの区からなる政令指定都市に移行するなど、都市の社会・経済構造や市民生活の様態が大きく変化しました。

また、自動車交通の増大による交通渋滞の発生、交通事故の多発、環境負荷の増加、そして公共交通の衰退など、交通に係る様々な問題が生じています。

このような都市の姿などの変化及び交通の問題に対応するため、総合的な観点から各交通手段を一体的に捉え、『目指す将来の交通の姿』を実現するための長期にわたる計画として、浜松市総合交通計画を 2010（平成 22）年に策定しました。

その後、東北地方太平洋沖地震（2011（平成 23）年 3 月）の発生や人口減少社会の到来など社会経済情勢の変化による新たな交通課題に対応するため、「交通施策及びアクションプログラム」を見直した浜松市総合交通計画増補版を 2015（平成 27）年 7 月に策定しました。

今回、計画の目標年次の中間年を迎え、関連計画の変更や近年の公共交通を取り巻く環境など、社会経済情勢の変化を踏まえ、最新の地域特性に対応した総合交通計画とするべく、浜松市総合交通計画の見直しを行うものです。

序章

第1章

第2章

第3章

第4章

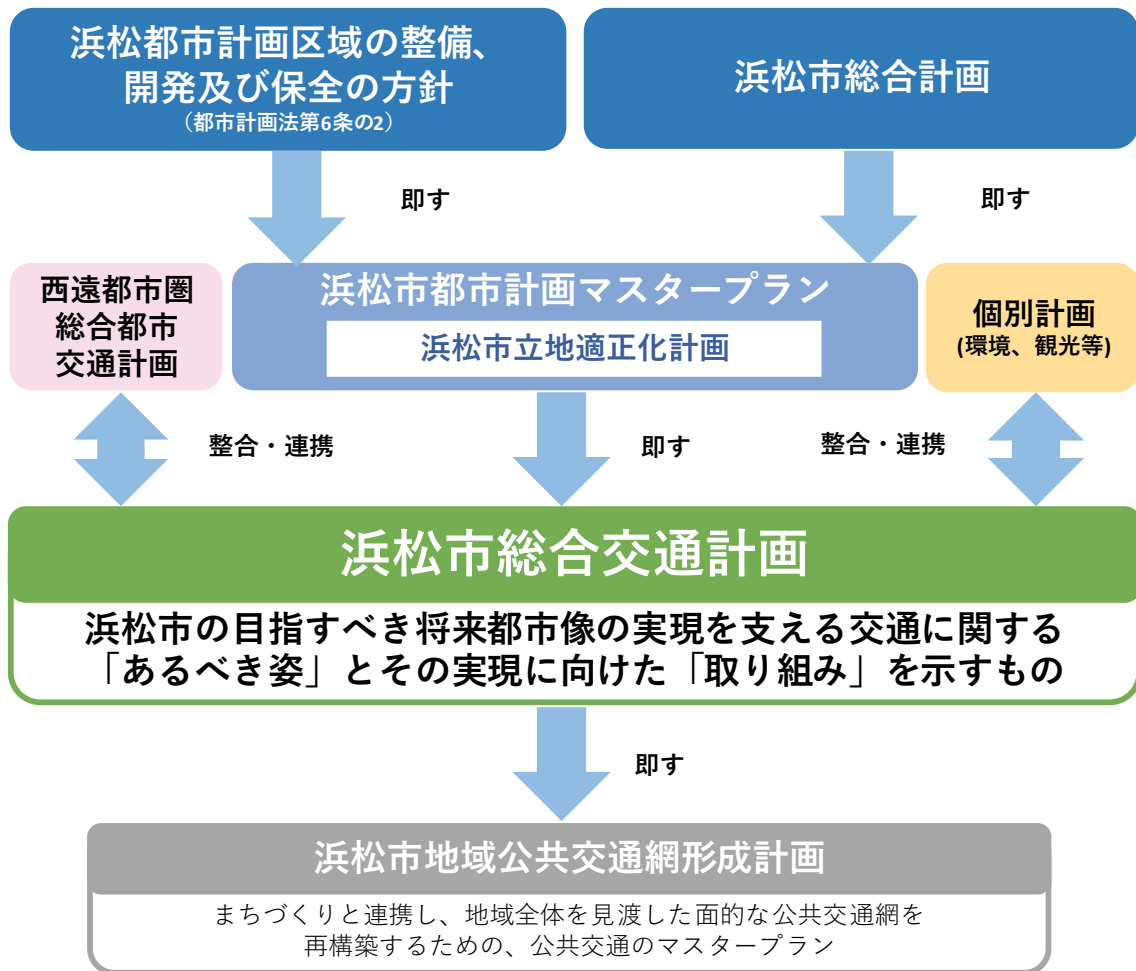
おわりに

参考資料

序-2 役割と位置づけ

本計画は、以下の役割を担い、浜松市都市計画マスタープランの一分野として策定します。

- 将来都市構造を支える交通体系の構築
 - ・広域圏を結ぶ国土軸と市内の各拠点をネットワーク化
- これにより、
- ◆広域圏域との経済・文化活動の連携を促進
 - ◆市内外の活発な経済活動を促進
 - ◆市民交流活動を促進
- します。



図序- 1 計画の位置づけ

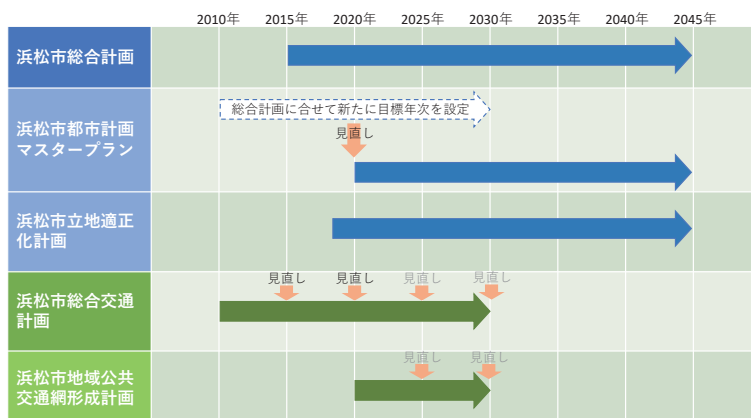
序-3 目標年次と対象区域

浜松市総合交通計画は、2010年～2030年（平成22年～令和12年）の概ね20年間の計画期間として策定されており、今回、計画策定から10年を迎える中間年として計画の見直しを行います。

目標年次は、引き続き、概ね10年後となる2030（令和12）年とします。

また、目標年次における将来人口の見通しを「76.8万人」と想定し、将来都市構造などの変化に対応しつつ、概ね5年ごとに計画の見直しを行います。

計画対象区域については、市街地の郊外化、人口減少及び高齢化の進展、公共交通の衰退、地球規模の環境保全などに対応する交通計画を立案するため、「市全域」とします。



図序-2 関連する計画の目標年次



図序-3 対象区域

序-5 都市の将来像

本計画は、浜松市総合計画に即して策定する浜松市都市計画マスタープランの一分野となります。

このため、本計画は、これらが定める都市の将来像の実現を目指します。

序-5-1 浜松市総合計画の都市の将来像

浜松市総合計画（2014（平成26）年12月策定）では、以下の「都市の将来像」を定めています。

市民協働で築く
『未来へかがやく創造都市・浜松』

図序-5 浜松市総合計画の都市の将来像

序-5-2 浜松市都市計画マスタープランの基本理念

都市計画マスタープランでは、浜松市総合計画で掲げる都市の将来像や前都市計画マスタープランの評価と現状の課題を踏まえ、都市づくりに取り組むうえでの規範となる考え方や姿勢を「都市計画の基本理念」として示しています。

多彩に輝き、持続的に発展する都市

- 自然環境と共生した持続可能な都市の実現
- 都市活力の持続と向上
- 地域特性を活かした都市づくりと相互連携の強化
- 市民生活の質の向上
- 市民の参加・協働によるまちづくりの推進

図序-6 浜松市都市計画マスタープランの基本理念

序-5-3 浜松市都市計画マスタープランの将来都市構造

「コンパクトで暮らしやすい持続可能な都市づくり」をはじめとする都市計画の目標を実現するため、基幹的な公共交通沿線に複数の拠点的形成し、その拠点や公共交通を中心に拡大した都市の集約を図ることにより、公共交通を主体としたより便利な暮らしが可能となる「拠点ネットワーク型都市構造」を本市の目指すべき将来都市構造とし、都市構造の転換を図っていきます。

序章

序-6 持続可能な開発目標 (SDGs) への貢献

序-6 持続可能な開発目標 (SDGs) への貢献

「持続可能な開発目標 (SDGs)」は、2016 (平成 28) 年から 2030 (令和 12) 年までの国際目標であり、国内でも積極的に取り組んでいます。政府が定めた「持続可能な開発目標 (SDGs) 実施指針改訂版 (2019 (令和元) 年 12 月)」では、地方自治体においても積極的な取組みを推進するため、様々な計画に SDGs の要素を反映することが期待されています。また、国は自治体の取組みを促進するため、先進的な施策を行う自治体を「SDGs 未来都市」として選定しており、2018 (平成 30) 年に選定された本市は取組みをさらに進めていくことが求められます。

SDGs では、17 の目標が定められており、本計画を推進することにより、以下に示す目標などに貢献することが期待されます。

表序-1 持続可能な開発目標 (SDGs) における目標と対応する取組み

SDGs の目標	取組み
目標 3 : あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	年間交通事故死者数および年間交通事故件数の減少
目標 8 : 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する	観光交流客数および歩行者交通量の増加
目標 9 : 強靱なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進促進を図る	道路の混雑度の改善
目標 11 : 包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する	公共交通の年間利用者数の増加
目標 13 : 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる	運輸 (自動車・鉄道) における二酸化炭素排出量の削減

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



資料: 国際連合広報センター

図序-7 持続可能な開発目標 (SDGs) における 17 の目標